

平成 25 年 10 月 1 日

食事療養費の自己負担の増額に関する意見

公益社団法人 日本栄養士会

日本栄養士会は、管理栄養士・栄養士によって組織される公益社団法人です。管理栄養士・栄養士は、栄養・食生活を介して、国民の皆様の健康づくり、疾病予防・重症化予防、健康寿命の延伸と健康格差の縮小のため、持てる技術、技能を尽くすという社会的な使命を負っていると考えています。

このたび、社会保障制度改革国民会議では、少子・高齢社会を迎えた我が国の状況を鑑みて、社会保障制度の継続のために、報告を取りまとめました。この中で、「(2) 医療給付の重点化・効率化」として、入院療養における給食給付の自己負担の在り方について、入院医療と在宅医療の公平の観点から、見直すことを検討すべきとあります。

このことに対し、日本栄養士会としての意見を公表いたします。

◎入院療養における給食給付の自己負担を、一律に増額することには、患者さんの負担が増えることや安心安全な適切な医療を受ける立場から、同意できません。

◎入院医療における給食給付は、管理栄養士・栄養士による個々の傷病者に適した食事（栄養）管理のもとで医療の一環として提供されています。一方、在宅では、管理栄養士・栄養士が身近にいないことから、病院と同等の栄養管理を行うことは困難であります。このため、在宅での食事（栄養）管理と同等に扱われてはいません。

◎入院医療と在宅医療の公平の観点からすれば、在宅療養者の増加が見込まれており、在宅療養者には、糖尿病、腎疾患などの生活習慣病のり患者が多いことも踏まえ、管理栄養士による食事（栄養）管理を充実するべきであります。

◎具体的には、在宅療養を担う地域の診療所には、ほとんど管理栄養士は雇用されていません。糖尿病患者には、薬による治療より、栄養・運動という生活習慣の改善が有効であるという研究があります。医療費軽減からも、診療所に管理栄養士を配置するなどの、適切な栄養管理指導を在宅医療においても推進することが求められます。